

旧近代の産業とくらし発見館の活用に関するサウンディング型 市場調査実施要項

令和6年8月1日

豊田市 企画政策部 資産経営課

1 調査の目的

旧近代の産業とくらし発見館（以下、「くらし発見館」という）は、一部の建物と正門が国の登録有形文化財として登録されており、当市では、くらし発見館について建築物の歴史的価値を生かしながら豊田市駅周辺の魅力向上、賑わいの創出に資するような利活用に向けた検討を進めています。

この調査は、民間事業者等の皆さんとサウンディング（対話）を行うことにより、くらし発見館の利活用の可能性（物件としての価値や需要）を把握することを目的としています。

2 対象物件 ※詳細は、物件調書を御確認ください

物件名	旧近代の産業とくらし発見館
所在地	豊田市喜多町4丁目45番地
地積	2,225.05 m ²
既存建物 ・工作物	・本館（大正9年築／RC造1階建／延床 554.58 m ² ）※登録有形文化財 ・収蔵庫（昭和34年築／RC造2階建／延床 115.35 m ² ） ・正門（大正9年築）※登録有形文化財
区域区分等	市街化区域（商業地域）
その他	・本物件は、大正期建築の旧愛知県蚕業取締所第九支所を利用し、平成17年11月から令和5年3月までの間、豊田市近代の産業とくらし発見館として開館していた物件です。 ・本館と正門は国の登録有形文化財に登録されています。 ・耐震工事実施済（平成16年）

3 スケジュール

参加申込みの受付	令和6年8月8日（木）午前8時30分から同年10月31日（木）午後5時まで ※あいち電子申請・届出システムにて受付
現地見学	参加申込時に手続きが必要です。 ※日曜日、土曜日及び祝日を除く。
サウンディングの実施	令和6年8月9日（金）から同年11月29日（金）まで ※午前10時から午後5時まで ※日曜日、土曜日及び祝日を除く。 ※事前に別紙サウンディングシートを要提出
実施結果の公表	令和6年12月（予定）

4 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象者

本物件の利活用意向を有する法人又は個人とします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者
- ・ 参加申込時点で豊田市から地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する指定を受けている者
- ・ 豊田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）及び豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けている者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ・ 国税、愛知県税、豊田市税において滞納がある者

(2) 活用の条件等

【主な活用条件案（現時点の案であり提案内容を制限するものではありません）】

- ① 敷地及び建物の貸付（全面貸付のほか一部貸付での利用も可）
- ② 貸付期間は 3 年程度（提案内容に応じて貸付期間も調整可能）
- ③ 原則、豊田市が改修など施設の維持管理や、光熱水費など施設の運営に係る経費の負担を負うことはありません。

【主な留意事項】

登録有形文化財である建物及び正門については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に則った運営とすること

＜文化庁 HP：有形文化財（建造物）へ（外部リンク）＞

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_kenzobutsu/

(3) サウンディングの項目

対象物件の市場性や利活用のアイデア、事業化の課題等についてお聞かせください。

【主なサウンディング内容】

- ① 対象物件の市場性、利活用のアイデア
- ② 事業化の課題、想定事業期間
- ③ その他

5 サウンディングの手続

(1) サウンディングの参加申込み

参加を希望する場合は、参加申込受付期間内にあいち電子申請・届出システムにてお申し込みください。

＜あいち電子申請・届出システムへ（外部リンク）＞

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=101713



(2) サウンディングの実施日時及び場所の連絡

申込時に記載いただいた連絡先に、実施日時及び場所を電話又は電子メールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

(3) サウンディングの実施

- ① 実施期間：令和6年8月9日（金）から同年11月29日（金）まで
- ② 所要時間：30分～1時間程度
- ④ 場 所：豊田市役所本庁舎（リモートでの参加を希望する場合は御相談ください。）
- ⑤ 提 出 物：サウンディング実施日の前日までに別紙サウンディングシートを電子メールにて提出してください。また、サウンディング実施日に4部御持参ください。
- ⑤ そ の 他：参加事業者等のアイデア及びノウハウの保護のため、サウンディングは個別に行います。サウンディングシート以外に説明資料を御用意する場合は、4部御持参ください。

(4) 現地確認について

サウンディング実施前に現地確認を希望する場合は、あいち電子申請・届出システムでの参加申込時に「現地見学を希望する」を選択してください。実施日時について調整させていただきます。

- ① 対応可能時間：午前10時から午後4時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- ② 所要時間：1時間程度

※建物図面は資産経営課にて保管しています。建物図面を確認したい場合は、資産経営課の窓口にて閲覧ください。

(5) サウンディング結果の公表

サウンディングの結果は、豊田市ホームページにて、参加者の名称を伏せた上で提案概要を公表する予定です。なお、公表に当たっては、アイデア及びノウハウの保護に配慮するため、事前に参加者へ内容の確認を行います。

6 留意事項

(1) 参加事業者等の取扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。

(3) 追加調査への協力

このサウンディング終了後においても、必要に応じて追加の調査やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いします。

7 問合せ先

質問等がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

豊田市 企画政策部 資産経営課 溝呂木、杉浦、石川

住所 〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60（南庁舎4階）

電話 （0565）34-6605（直通）

E メール sisankeiei@city.toyota.aichi.jp